

共通の取り扱いについて

＜遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション 共通＞

保険会社からのお願い・ご注意

- ＜保険金のご請求について＞
- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
 - 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
 - ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- ＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞
- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
 - 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
 - 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

＜遺族年金特約制度＞
遺族年金特約制度についての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP１～P２をご確認ください。

＜三大疾病特約制度＞
※三大疾病特約制度についての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP１～P２をご確認ください。
掛金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、（新）年払の口座振替扱いに変更、または退職時等に掛金の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は掛金の割引制度の適用がなくなりますので、掛金が高くなる場合があります。
＊この保険には満期保険金はありません。 ＊この保険には自動振替貸付制度はありません。 ＊現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

＜三大疾病特約制度オプション＞
※三大疾病特約制度オプションについての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP１～P２をご確認ください。
掛金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。
＊この保険には満期保険金はありません。 ＊この保険には自動振替貸付制度はありません。 ＊現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

＜三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション＞

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。			
ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。			
【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】		●お申込の撤回（クーリング・オフ）について	●解約と返戻金について
		●健康状態等の告知義務について	●契約内容の変更等について
		●保険金等をお支払いできない場合について	●「生命保険契約者保護機構」について
【お取扱できない事項の例】 ●保険期間中の保障額の増額・減額はできません ●保険期間の変更はできません ●掛金の払込方法の変更はできません			

約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

【遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション】

個人情報に関する取扱いについて	＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞
当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。 記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。 （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（ https://www.meijiyasuda.co.jp/ ）をご参照ください。 －死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－ 指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。	

＜遺族年金特約制度＞
※遺族年金特約制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

＜遺族年金特約制度＞
相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

＜三大疾病特約制度＞
※この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

＜三大疾病特約制度オプション＞
※この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

＜三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション＞
当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。従って、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

＜遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション 共通＞

【引 受 会 社】 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第一部
〒460-0003 名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6階 TEL 052-951-9100・9115

請求時のお問い合わせ先(退職者制度に移行(加入)される方)

※12月末まで愛教組連合グループ保険に加入され、その後退職者制度に移行(加入)されない方は全て愛知県学校生活協同組合へお問い合わせください。

ご退職から6月末日までのお問い合わせ先

1. グループ保険
＜死亡・高度障害保険金、入院給付金、入院保険金、通院保険金、手術給付金、手術保険金＞
2. 遺族年金特約制度
＜死亡・高度障害保険金＞
3. 三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション
＜特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金＞

愛知県学校生活協同組合 TEL: 052-261-7032
※保険金・給付金の支払対象事項が生じた場合、「グループ保険申請連絡票」、および事故の場合は「事故連絡票」をFAXにて学生協宛て送信願います。

7月以降のお問い合わせ先

1. 普通傷害保険
明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンター TEL: 0120-555-282
【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日および年末年始を除きます。）
2. 遺族年金特約制度
株式会社日本共同システム 団体保険コールセンター TEL: 0120-129-128
【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日および年末年始を除きます。）
- 3-1. 三大疾病特約制度
3-2. 三大疾病特約制度オプション
＜特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金＞
有限会社 愛知ライフサービス TEL: 052-746-9431
【受付時間】9：30～16：30（土・日・祝日および年末年始を除きます）
4. 退職後継続病気入院制度
＜入院給付金・手術見舞金＞
有限会社 愛知ライフサービス TEL: 052-746-9431
【受付時間】9：30～16：30（土・日・祝日および年末年始を除きます）